

2024(令和6)年度 崇徳学園 いじめ防止対策基本方針

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識のもと、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題については、校長のリーダーシップのもと、生徒を守り抜くとの信念のもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。「いじめを発生させない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての職員が日々実践する。またこの基本方針は、教職員・生徒等から幅広く意見を聴取して策定するとともに、社会の変化や生徒・地域の実態に応じて、柔軟に見直していくこととする。

2 いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

※「いじめ防止対策推進法総則第2条」から

3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合、「早期対応」に努め、生徒を守る。

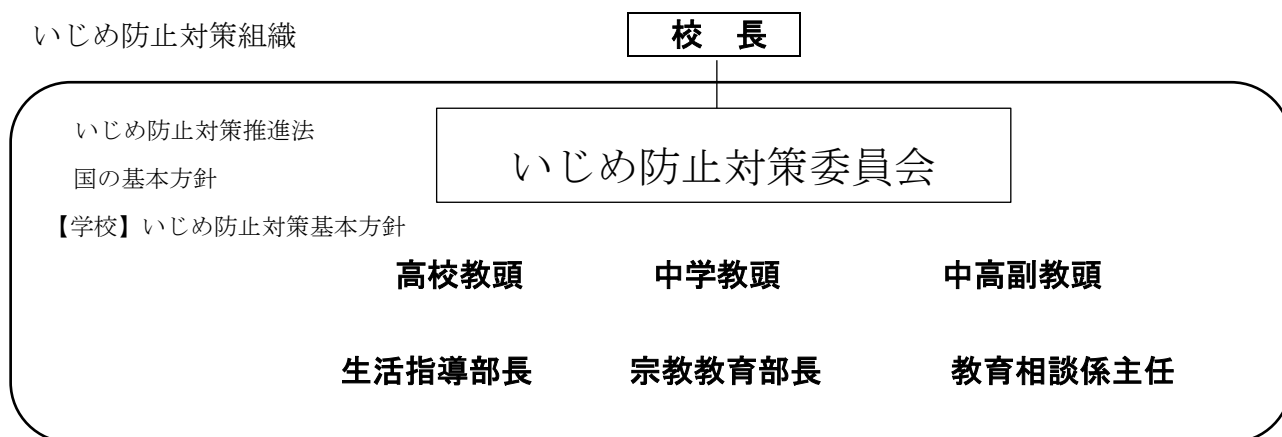
- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や言動・指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめの段階は、1 からかい 2 無視 3 嫌がらせ 4 暴言 5 暴力 特に 3～5 は犯罪である。

4 いじめ問題に取り組む体制の整備

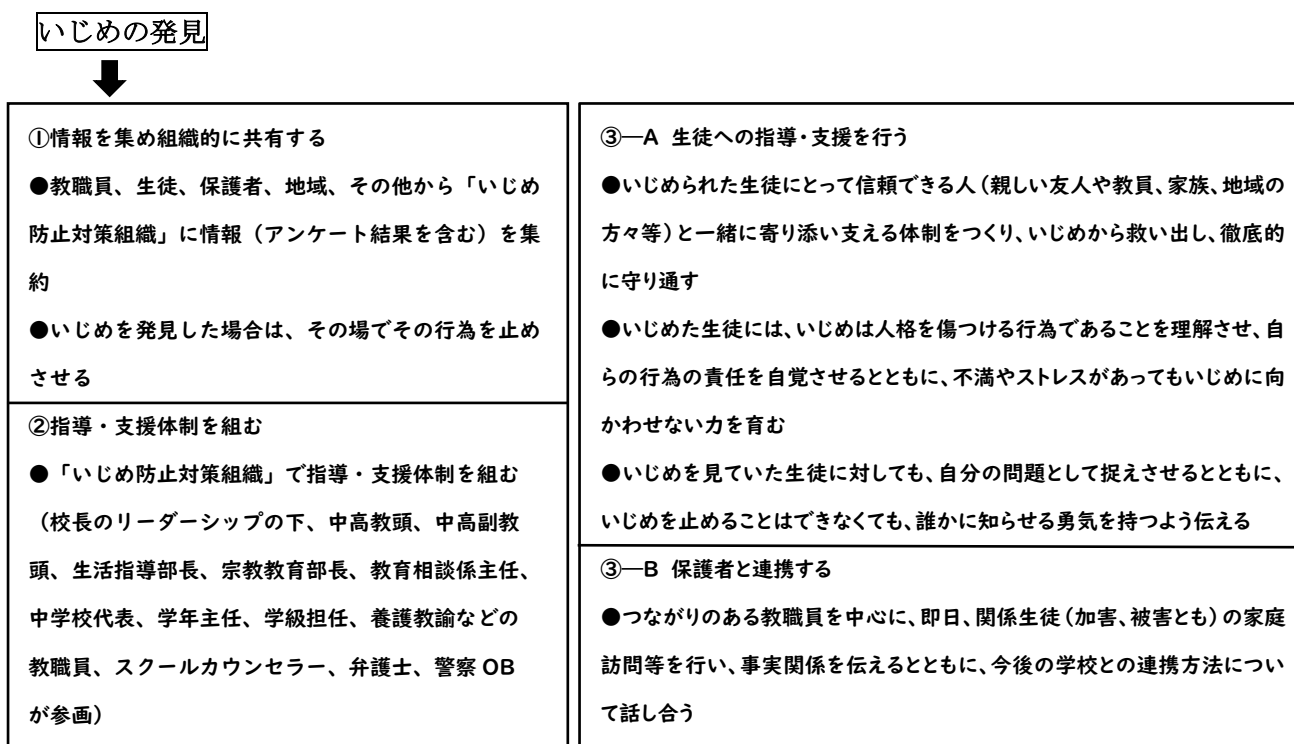
いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められている。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を進める。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に則した取組となっているかを随時確認・見直しをしていく。

4-1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、中学・高校教頭・中高副教頭・生活指導部長・宗教教育部長、教育相談係主任で構成する。ただし、具体的な事案に対応する場合は「いじめ緊急対応会議」を行う。構成メンバーは、校長、いじめ防止対策委員会のメンバー及び、中学校代表、高校当該学年主任・学級担任・養護教諭・教育相談係・スクールカウンセラーなどを委員として加えることができる。（メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。）



5 いじめ発生時の基本的な対応



※いじめの「被害」・「加害」という二者関係だけにとどめず、「観衆」「傍観者」への指導も確実に行う。

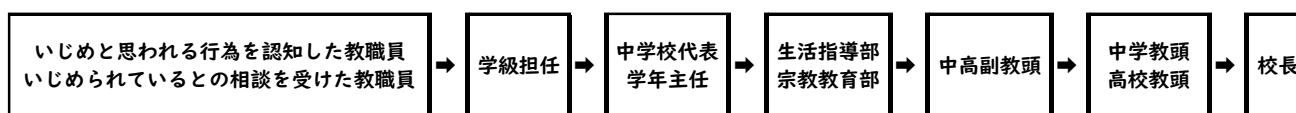
※いじめ加害生徒・保護者には、本校規定の「特別指導」の内容を周知する。

5-1 いじめと思われる行為発見時の初期対応

いじめと思われる行為を認知した教職員は、その時その場でその行為を止めるとともに、それにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、中学校代表・学年主任、生活指導担当者（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

- ① いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重かつ十分な配慮をする。また、事実確認はいじめられている生徒といじている生徒を別の場所で行うことが必要。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校時、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ② いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。短時間で正確な事実関係を把握する必要があるため、複数の教職員で対応することを原則とし、教職員間の連携と情報共有を随時行う。なお、保護者対応は複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に対応する。

報告の流れ



5-2 把握すべき情報例

- ① 誰が誰をいじているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ② いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ③ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……………【内容】
- ④ いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

【要注意】・必ず記録を保管すること ・客観的事実と心情を明確に区別すること ・生徒の個人情報
は、その取扱いに十分注意すること

5-3 いじめ事案への対応

- ① いじめられた生徒に対して
 - ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・ 自信を持たせる、言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ② いじめられた生徒の保護者に対して
 - ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。（客観的事実を正確かつ明確に伝えるとともに、必ず記録を取っておく。）
- ③ いじめた生徒に対して
 - ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・ 特別指導の対象となる場合には、十分にその趣旨を説明する。

- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導に努め、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④ いじめた生徒の保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を保持し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・ 特別指導の対象となる場合には、十分にその趣旨を説明すると共に指導への協力を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ 周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合うなど、自分たちの問題として意識させる。

⑥ 継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、面談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ 生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させるよう努める。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組強化を図る。

5-4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことが必要不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

① 「ネット上のいじめ」とは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを

行うもの。

② 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導する必要がある。

②-1 未然防止の観点から

- ・ 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりや携帯電話を持たせる必要性について検討、確認してもらうよう促す。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルに巻き込まれる可能性のある入口に立っている」という認識のもと、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったこと等、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

②-2 早期発見の観点から

- ・ 家庭では、メールを受けたときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談してもらう。

②-3 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイントとして

- ・ インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を心掛ける。
- ・ (インターネットの特殊性を踏まえて)
 - 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
 - 匿名でも書き込みをした人は特定できること
 - 違法情報や有害情報が含まれていること
 - 書き込みが原因でトラブルを招き、重篤な事件・事故につながる可能性があること
 - 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
 - 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることがあること

5-5 早期発見・早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を全生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例の場合、警察等の専門機関と連携して対処する。被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある場合もある。

6 重大な事案が発生した場合の対応

(重大事態の判断)

- いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※いじめ防止対策推進法第 28 条から

学校だけで解決が困難な事案（重大事態）に関しては、学事課や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生活指導担当の教員を中心として、日ごろから学校や地域の

状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」を心がけていくことが大切である。

【報告】 広島県学事課 ・ TEL082-513-2758

【犯罪行為が認められた場合】

☆広島県警察本部 ・ TEL : 082-228-0110
☆広島西警察署 ・ TEL : 082-279-0110
☆広島市青少年総合相談センター ・ TEL : 082-242-2110

【その他の関連機関】

☆児童相談所 ・ TEL : 082-263-0694
☆広島地方法務局(人権擁護) ・ TEL : 082-228-5201
☆子どもの人権110番 ・ TEL : 0120-007-110

【学校以外の主な相談窓口】

☆いじめダイヤル24 ・ TEL : 082-420-1313 (24時間受付)
☆24時間子供SOSダイヤル ・ TEL : 0120-0-78310 (24時間受付)
☆広島いのちの電話(社会福祉法人) ・ TEL : 082-221-4343 (24時間受付)
☆ヤングテレホン広島(広島県警察本部少年対策課)
(非行・犯罪被害などに関すること) ・ TEL : 082-228-3993 (24時間受付)